

# 平成16年実績評価計画書

国家公安委員会・警察庁  
平成15年12月

## はじめに

### 基本目標 1 生活の安全と平穏を確保する

- 業績目標 1 警察安全相談の充実強化
- 業績目標 2 ストーカー事案及び配偶者からの暴力事案への適切な対応の推進
- 業績目標 3 安全・安心まちづくりの推進
- 業績目標 4 地域住民に身近な犯罪の予防・検挙活動の推進
- 業績目標 5 少年非行防止総合対策の推進
- 業績目標 6 風俗営業の健全化と風俗環境の浄化
- 業績目標 7 環境犯罪対策の推進
- 業績目標 8 正常な経済活動を確保するための諸対策の推進
- 業績目標 9 けん銃密輸・密売事犯の摘発強化
- 業績目標 10 薬物の密輸・密売事犯の取締りの強化

### 基本目標 2 犯罪捜査を的確に推進する

- 業績目標 1 重要犯罪に対する捜査等の推進
- 業績目標 2 特定重要窃盗犯に対する捜査の推進
- 業績目標 3 政治的・構造的不正の追及の強化
- 業績目標 4 告訴・告発への取組みの強化
- 業績目標 5 科学的・合理的な捜査の推進

### 基本目標 3 暴力団等による違法・不当な行為を封圧する

- 業績目標 1 民事介入暴力対策の強化
- 業績目標 2 資金源対策の徹底
- 業績目標 3 暴力団等が市民社会に及ぼす危険の除去

### 基本目標 4 安全かつ快適な交通を確保する

- 業績目標 1 交通安全教育及び交通安全活動の推進
- 業績目標 2 きめ細かな運転者施策の推進
- 業績目標 3 交通秩序を確立するための施策の推進
- 業績目標 4 暴走族対策の推進
- 業績目標 5 道路交通環境の整備の推進

### 基本目標 5 国の公安を維持する

- 業績目標 1 的確な警備措置の推進
- 業績目標 2 警備犯罪取締りの推進

### 基本目標 6 国境を越える犯罪に対応する

- 業績目標 来日外国人犯罪対策の推進

### 基本目標 7 犯罪被害者を支援する

- 業績目標 被害者支援のための環境整備の推進

### 基本目標 8 情報セキュリティを確保する

- 業績目標 サイバー犯罪、サイバーテロ対策の推進

## はじめに

国家公安委員会及び警察庁における政策評価に関する基本計画においては、実績評価方式、事業評価方式及び総合評価方式の3類型を、国家公安委員会及び警察庁における基本的な政策評価の方式とし、そのうち実績評価方式による評価については、毎年実績評価計画書を作成し、公表することとしている。

国家公安委員会及び警察庁における実績評価方式は、警察行政における主要な目標（基本目標）を設定し、当該基本目標を実現するための個別の政策が目指す具体的目標（業績目標）を選択し、業績目標の実現状況を把握するために設定した業績指標を1年以上の一定期間測定することにより、業績目標の実現状況を評価するものである。

平成16年においては、8の基本目標と28の業績目標について、業績目標ごとに定めた業績指標を測定することにより、各業績目標の実現状況を把握することとする。

また、各業績目標の実現状況の評価については、原則として評価期間が終了した後、評価期間中の業績指標の測定結果についての分析を行うことにより、実施することを予定しているが、業績指標に定量的指標を用いたものの評価については、単に数値の改善のみを求めることのないように留意することとする。

なお、実績評価方式については、効果の把握の手法が確立していない分野も多いことから、政策の重要性と評価の困難性の観点から検討を行い、本年から新たに5の業績目標を追加したが、平成16年においても引き続き、個別の業績目標について所要の見直しを行った上で、評価を行っていくこととする。

なお、社会情勢の変化等に伴い、評価期間の途中に、業績目標等の変更を行うことがあり得る。

# 基本目標 1 生活の安全と平穩を確保する

## 業績目標 1 警察安全相談の充実強化

(説明)

警察に寄せられた相談の取扱件数が急増していることから、警察安全相談員の配置等による体制の整備や、相談担当職員に対する教育の徹底及び関係機関との連携の強化等を行うことにより、住民からの相談に的確に対応し、犯罪等による被害の未然防止等の徹底を図る。

警察安全相談業務とは、国民生活の安全に関する相談に応じ、防犯その他の警察目的を達成する見地から、個々の事案の解決又は解決への支援をする活動である。

評価期間 5年間(平成13年から17年まで)

業績指標

- 1 警察に寄せられた相談について、取扱件数の継続的な測定及び相談の対応事例の把握などにより、その対応状況を把握する。

相談取扱状況の推移

平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年
347,849	343,663	744,543	930,228	1,058,772

警察総合相談室、警察本部警察安全相談窓口及び警察署警察安全相談窓口における取扱件数

- 2 県や市の相談機関、弁護士会、医師会等関係機関との連携により解決した事例や連絡協議会の開催等の連携状況を継続的に把握する。

政策所管課：生活安全企画課

## 基本目標 1 生活の安全と平穩を確保する

### 業績目標 2 ストーカー事案及び配偶者からの暴力事案への適切な対応の推進

(説明)

警察職員に対し、ストーカー事案及び配偶者からの暴力事案の特性等に関する理解を深めるために必要な研修、啓発を行い、関係機関・団体等との連携を強化することにより、被害者の立場に立った適切な対応を推進し、犯罪等の未然防止の徹底を図る。

評価期間 5年間(平成13年から17年まで)

業績指標

- 1 ストーカー行為等の規制等に関する法律に基づく検挙・警告件数等を継続的に測定する。

検挙・警告等の件数

	平成12年	平成13年	平成14年
警告	117件	871件	965件
仮の命令	0件	0件	0件
禁止命令等	2件	36件	32件
命令違反検挙	0件	11件	8件
ストーカー行為罪検挙	22件	131件	170件

平成12年については、ストーカー規制法施行(平成12年11月24日)後、平成12年12月末日までの約1か月間余における件数である。

- 2 ストーカー規制法に基づく援助について、実施件数を継続的に測定する。

援助の実施件数(延数)

	平成12年	平成13年	平成14年
援助の実施	80件	719件	677件

平成12年については、上記業績指標1と同期間中の件数である。

- 3 配偶者からの暴力事案について、警察で対応した際に作成する「配偶者からの暴力相談等対応票」の作成件数を継続的に測定するなどにより、対応状況を把握する。

「配偶者からの暴力相談等対応票」の作成件数

17,748件(平成13年10月～平成14年12月末)

- 4 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に係る保護命令違反の検挙件数を継続的に測定する。

保護命令違反の検挙件数

43件(平成13年10月～平成14年12月末)

- 5 県や市の相談機関、弁護士会、医師会等関係機関との連携により対応した事例や連絡協議会の開催等の連携状況を継続的に把握する。

政策所管課：生活安全企画課

# 基本目標 1 生活の安全と平穏を確保する

## 業績目標 3 安全・安心まちづくりの推進

(説明)

街頭緊急通報システムの整備・運用、関係機関・団体等との連携による犯罪防止に配慮した道路・公園・共同住宅等の普及、広報啓発活動の推進等を行うことにより、犯罪被害に遭いにくい環境の確保を図り、住民が安全で安心して暮らせる地域社会を実現する。

評価期間 5年間(平成13年から17年まで)

### 業績指標

- 1 街頭緊急通報システム(スーパー防犯灯)設置地区における街頭犯罪(1)の発生状況及びスーパー防犯灯の活用状況を把握する。
- 2 防犯基準等(2)に適合した共同住宅等の普及状況及び犯罪の発生状況を把握する。
- 3 関係機関、団体等との連携状況を把握する。
  - 1 ここでは、道路上で発生した強盗、強姦、強制わいせつ、略取誘拐及びひったくりをいうものとする。
  - 2 平成12年2月24日に警察庁において策定した「道路、公園、駐車場及び公衆便所に係る防犯基準」及び平成13年3月23日に国土交通省と共同で策定した「共同住宅に係る防犯上の留意事項」(警察庁ホームページ「生活安全の確保」参照)をいう。

### 参考指標

#### 全国における街頭犯罪の認知件数

	10年	11年	12年	13年	14年
強盗	1,301	1,652	2,154	2,629	3,024
強姦	295	252	357	328	373
強制わいせつ	1,447	1,954	2,922	3,916	4,102
ひったくり	34,472	40,049	44,884	49,481	51,496

#### 全国における侵入窃盗・侵入強盗の認知件数

	10年	11年	12年	13年	14年
侵入窃盗	237,703	260,981	296,486	303,698	338,294
うち)共同住宅( )	41,689	52,165	68,170	68,841	80,262
侵入強盗	1,314	1,649	1,786	2,335	2,436
うち)共同住宅( )	109	166	174	186	195

上記「共同住宅」とは、犯罪統計上の「中高層(4階建以上)住宅」及び「その他の住宅」をいう。

政策所管課：生活安全企画課

# 基本目標 1 生活の安全と平穩を確保する

## 業績目標 4 地域住民に身近な犯罪の予防・検挙活動の推進

(説明)

刑法犯認知件数が増加するなど治安情勢が悪化していることから、地域警察官の職務執行能力の向上・強化、パトロールの強化と空き交番対策の推進、住民が不安を感じる問題の把握・解決活動の推進により、地域社会における安全と安心を確保する。

評価期間 5年間(平成13年から17年まで)

### 業績指標

- 1 地域警察官による刑法犯検挙人員を継続的に測定する。

地域警察官による刑法犯検挙人員

	10年	11年	12年	13年	14年
検挙人員	252,317	248,111	232,481	246,672	269,501

- 2 地域警察官の職務質問による刑法犯検挙件数を継続的に測定する。

職務質問による刑法犯検挙件数

	10年	11年	12年	13年	14年
検挙件数	121,680	123,307	100,965	107,775	117,012

- 3 職務質問技能指導員の活動状況を把握する。

- 4 交番の警察官配置状況を継続的に測定する。

一交番当たりの平均配置人員

	10年	11年	12年	13年	14年
配置人員	6.8	6.8	6.6	6.6	6.6
交番勤務員数	44,110	44,141	43,146	43,069	43,364
交番数	6,457	6,487	6,502	6,513	6,528

空き交番になる可能性の高い交番( )数及びその割合

	12年	13年	14年
全交番数	6,502	6,513	6,528
空き交番になる可能性の高い交番数	2,499	2,454	2,560
全交番数に占める割合	38.4%	37.7%	39.2%

空き交番になる可能性の高い交番

配置人員5人以下(四交替制で運用している警視庁の交番については、7人以下)の交番をいう。配置人員5人以下(7人以下)の交番では、三(四)交替制で運用した場合に、一当務の警察官の配置人員が0人又は1人になることがあり、一当務の警察官の配置人員が1人の場合、当該警察官がパトロール等を行っているときには、交番に警察官が不在となる。

- 5 交番相談員( )の配置箇所を継続的に測定する。

交番相談員が配置されている交番数

	10年	11年	12年	13年	14年
配置箇所	1,278	1,480	1,824	2,090	2,178

交番相談員：警察官がパトロール等の所外活動中でも交番を訪れた住民に対応できるように、都市部の主要な交番に警察官OB等を配置しているもの。地理案内、遺失・拾得届の受理、自転車盗等の被害届の取扱い等を行っている。

6 交番・駐在所連絡協議会等により把握した問題等の解決状況を把握する。

参考指標

刑法犯認知件数

	10年	11年	12年	13年	14年
認知件数	2,033,546	2,165,626	2,443,470	2,735,612	2,853,739

刑法犯検挙人員

	10年	11年	12年	12年	14年
検挙人員	324,263	315,355	309,649	325,292	347,558

政策所管課：地域課



# 基本目標 1 生活の安全と平穏を確保する

## 業績目標 5 少年非行防止総合対策の推進

(説明)

最近の少年非行情勢は、殺人、強盗等の凶悪犯が依然として深刻な状況にあるほか、暴行、傷害、恐喝等の粗暴犯が依然として高水準で推移するなど、非行の凶悪化・粗暴化の状況がうかがえることから、非行集団等に対する取締りを強化するとともに、街頭補導及び立直り支援を推進し、少年により敢行される凶悪・粗暴な犯罪の予防を図ることとする。

また、少年による薬物乱用が依然として深刻な状況にあることから、薬物乱用少年の発見・補導等の強化、教育委員会、学校等との連携の強化、家庭・地域に対する広報啓発活動の強化等を行うことにより、少年の薬物乱用防止対策を推進する。

さらに、児童買春、児童ポルノ事犯など、少年の福祉を害する犯罪(福祉犯)の積極的な取締りを推進するとともに、被害児童の保護のため、少年補導職員によるカウンセリングや継続的な指導等を推進するほか、「出会い系サイト」の利用に起因する児童買春等の犯罪が増加していることから、「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」を適切に施行するなど、有害環境浄化対策を推進する。

評価期間 5年間(平成13年から17年まで)

### 業績指標

- 1 刑法犯少年(うち、凶悪犯、粗暴犯及びひったくり)検挙人員、少年相談件数、補導人員の推移を継続的に測定する。

#### 刑法犯少年検挙人員等の推移

	10年	11年	12年	13年	14年
検挙人員	157,385	141,721	132,336	138,654	141,775
凶悪犯	2,197	2,237	2,120	2,127	1,986
路上強盗	1,098	1,111	1,122	1,103	1,027
粗暴犯	17,321	15,930	19,691	18,416	15,954
ひったくり	1,871	2,420	2,179	2,190	2,166
相談件数	92,268	96,962	107,330	94,013	87,678
補導人員	928,947	1,008,362	885,775	971,881	1,122,233

- 2 少年サポートセンターによる街頭補導活動、被害少年支援活動等の状況を把握する。
- 3 少年サポートセンター等による少年の居場所づくりの推進等による立直り支援活動等の状況及び少年警察ボランティア活動の活性化の状況を把握する。
- 4 学校、児童相談所、少年補導センター等関係機関と共同して行う被害児童等に対するカウンセリング、有害環境浄化活動等の連携状況を把握する。
- 5 覚せい剤事犯、シンナー等乱用による少年の検挙人員、薬物乱用に係る不良行為の補導人員の推移を継続的に測定する。

#### 覚せい剤事犯による少年の検挙人員の推移

年次	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年
総数	1,070	996	1,137	946	745
中学生	39	24	54	45	44
高校生	98	81	102	83	65
中高生の割合(%)	12.8	10.5	13.7	13.5	14.6

シンナー等乱用による少年の検挙人員の推移

年次	平成 10 年	平成 11 年	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年
総数	4,496	4,184	3,417	3,071	2,751
中学生	609	570	462	407	351
高校生	759	759	624	535	458
中高生の割合(%)	30.4	31.8	31.8	30.7	29.4

- 6 薬物乱用防止教室の開催実績、薬物乱用防止広報車の活用実績、薬物乱用に関する相談受理件数を継続的に測定する。
- 7 「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」の施行状況を把握する。
- 8 フィルタリングシステムの普及・促進を図るための広報啓発、ボランティアによる有害環境浄化活動の推進状況を把握する。
- 9 暴力団等が関与する事犯、児童買春・児童ポルノ禁止法違反等の福祉犯取締りの推進状況を把握する。

福祉犯の法令別暴力団員等の関与状況(平成 14 年)

区分	総数	児童福祉法	売春防止法	職業安定法	労働基準法	風営適正化法	劇毒物取及 毒物取締法	覚せい剤取締法	青少年保護育成条例	児童買春・児童ポルノ禁止法	その他
検挙件数(件)	6,221	573	134	116	65	929	720	369	1,725	1,366	224
うち暴力団等関係者	635	148	29	31	5	87	29	126	95	72	13
関与率(%)	10.2	25.8	21.6	26.7	7.7	9.4	4	34.1	5.5	5.3	5.8
構成比(%)	100	23.3	4.6	4.9	0.8	13.7	4.6	19.8	15	11.3	2

児童買春・児童ポルノ禁止法の検挙状況の推移

区分	件数						人員					
	計	児童買春		児童ポルノ		計	児童買春		児童ポルノ			
		うちテレホンクラブ営業に係るもの	うち出会い系サイト利用に係るもの	うちインターネット利用に係るもの	うちテレホンクラブ営業に係るもの		うち出会い系サイト利用に係るもの	うちインターネット利用に係るもの				
14	2,091	1,902	478	787	189	140	1,366	1,201	356	493	165	104
13	1,562	1,410	503	379	152	128	1,026	898	357	237	128	99
増減数	529	492	25	408	37	12	340	303	1	256	37	5
増減率	33.9	34.9	5.0	107.7	24.3	9.4	33.1	33.7	0.3	108.0	28.9	5.1

参考指標

少年(14歳から19歳までの少年)人口の推移

	10年	11年	12年	13年	14年
少年人口(千人)	9,286	9,083	8,862	8,684	8,513

(厚生省国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」による)

政策所管課：少年課

平成15年実績評価計画書において、基本目標1の業績目標5に「少年非行の凶悪・粗暴化防止対策の推進」とあったものを改めたもの。

# 基本目標 1 生活の安全と平穩を確保する

## 業績目標 6 風俗営業の健全化と風俗環境の浄化

(説明)

最近の風俗情勢は、派遣型売春事犯やいわゆる「カジノバー」における賭博事犯が横行するとともに、売春やわいせつビデオ販売を目的とするピンクビラが街頭のみならず一般家庭にまで溢れ、外国人に係る風俗関係事犯の検挙件数も目立っている。そこで、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の積極的な運用により、風俗営業の健全化と風俗環境の浄化に努める。

評価期間 3年間(平成15年から17年まで)

業績指標

- 1 風俗営業について、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下「風営適正化法」という)に基づく行政処分件数を継続的に測定するなどにより、その行政処分状況を把握する。

風営適正化法に基づく行政処分件数の推移

	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年
許可取消し処分	41	40	34	53	104
停止処分	217	198	185	248	257
指示処分	1,196	1,510	1,453	2,327	2,581

- 2 風俗関係事犯について、検挙件数を継続的に測定するなどにより、その検挙状況を把握する。

禁止区域等での店舗型性風俗特殊営業による風営適正化法違反

	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年
検挙件数(件)	146	254	240	321	608
検挙人員(人)	195	378	334	491	880

店舗型性風俗特殊営業：個室付浴場業・ストリップ劇場・アダルトショップ等の営業をいう。

違反形態別による風営適正化法違反の検挙状況の推移

	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年
総件数(件)	2,123	2,150	1,646	1,627	1,785
年少者使用(件)	639	649	542	463	444
禁止区域等営業(件)	159	283	245	347	622

年少者使用：営業所において18歳未満の者を客の接待をさせる業務等にに従事させることをいう。

禁止区域等：学校、図書館、児童福祉施設等の周囲200メートルの区域及び条例で指定された禁止地域をいう。

遊技機使用賭博事犯の検挙状況

	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年
検挙件数(件)	227	108	150	113	95
検挙人員(人)	1583	632	989	933	873
押収賭金(万円)	43,000	16,000	19,000	33,000	42,000

- 3 売春関係事犯について、検挙件数を継続的に測定することなどにより、その検

拳状況を把握する。

派遣型売春事犯の検挙状況の推移

	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年
検挙件数（件）	2,924	2,980	2,496	2,466	2,554
検挙人員（人）	937	777	702	758	809

街娼型売春事犯の検挙状況の推移

	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年
検挙件数（件）	296	367	345	278	234
検挙人員（人）	284	363	354	277	227

派遣型売春：売春を周旋した者、又は売春の周旋をする目的で人を売春の相手方となるよう勧誘すること等をいう

街娼型売春：公衆の目にふれるような方法等で、人を売春の相手方となるように勧誘すること等をいう。

4 関係機関・団体やボランティアと連携によりピンクビラ等の除去活動を行った事例等を把握する。

5 風俗関係事犯に關与した外国人女性の人数を継続的に測定することなどにより、その検挙状況を把握する。

風俗関係事犯に關与した外国人女性の数

	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年
検挙人員（人）	1,522	1,437	1,190	1,193	1,338

政策所管課：生活環境課

# 基本目標 1 生活の安全と平穩を確保する

## 業績目標 7 環境犯罪対策の推進

(説明)

産業廃棄物の不法投棄事犯等の環境犯罪が依然として多発していることから、その取締りや、環境犯罪を抑止し環境破壊の拡大を防止するための取組みを強化することにより、環境保全を求める国民の要望に応える。

評価期間 5年間(平成13年から17年まで)

業績指標

1 産業廃棄物事犯について、検挙件数を継続的に測定するなどにより、その検挙状況を把握する。

産業廃棄物事犯の検挙件数

	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年
検挙件数	1,120	1,095	924	1,343	1,314

(単位：件)

(参考)

産業廃棄物事犯の検挙事件数

	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年
検挙事件数	342	379	388	516	683

(単位：事件)

事件単位ごとに計上した件数であり、一連の捜査で複数の件数の犯罪を検挙した場合には1事件として数える。

2 産業廃棄物の不法投棄件数を継続的に測定する。

産業廃棄物の不法投棄件数(出典：環境省資料)

	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
不法投棄件数	855	1,197	1,049	1,027	1,150

(単位：件)

3 環境行政部局との連携による産業廃棄物事犯の原状回復事例等を把握する。

参考指標

産業廃棄物の不法投棄量(出典：環境省資料)

	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
不法投棄量	40.8	42.4	43.3	40.3	24.2

1 1件当たりの投棄量が10トン以上のものの総量である。(単位：万トン)

2 不法投棄量は各年度に新たに不法投棄された量である。

政策所管課：生活環境課

# 基本目標 1 生活の安全と平穩を確保する

## 業績目標 8 正常な経済活動を確保するための諸対策の推進

(説明)

国民の日常生活に関係が深く、経済活動等を侵害し又は侵害するおそれのある犯罪は、現下の社会・経済情勢を反映して深刻化している。そこで、この種事犯のうち、ヤミ金融事犯、特定商取引等事犯、知的財産権侵害事犯等の国民の関心が高い事犯の取締りや関係機関・団体と連携した被害者対策・広報啓発活動を推進する。

評価期間 3年間(平成15年から17年まで)

### 業績指標

- 1 ヤミ金融事犯( )について、検挙事件数、検挙人員を継続的に測定するなどにより、その検挙状況を把握する。

#### ヤミ金融事犯の検挙状況の推移

	H10	H11	H12	H13	H14
検挙事件数	165	149	168	210	238
検挙人員	345	321	461	517	446

ヤミ金融事犯とは、出資の受入れ、預かり金及び金利等の取締りに関する法律(出資法)違反(高金利)事件及び貸金業の規制等に関する法律(貸金業法)違反事件並びに貸金業に関連した詐欺、暴行、脅迫等をいう。

- 2 ヤミ金融事犯について、被害人員、被害額等を継続的に測定するなどにより、その被害の発生状況を把握する。

#### ヤミ金融事犯被害の発生状況の推移

	H10	H11	H12	H13	H14
被害人員等	73,437	62,758	49,663	79,454	122,115
被害額等	260億6,505万円	180億7,659万円	160億3,609万円	186億7,510万円	159億8,384万円

- 3 特定商取引等事犯( )について、検挙事件数、検挙人員を継続的に測定するなどにより、その検挙状況を把握する。

#### 特定商取引等事犯の検挙状況の推移

	H10	H11	H12	H13	H14
検挙事件数	108	91	97	116	107
検挙人員	340	290	300	282	279

訪問販売、通信販売、電話勧誘販売等の消費者取引に係る特定商取引に関する法律違反、詐欺、恐喝等の事案をいう。

- 4 特定商取引等事犯について、被害人員、被害額等を継続的に測定するなどにより、その被害の発生状況を把握する。

#### 特定商取引等事犯の発生状況の推移

	H10	H11	H12	H13	H14
被害人員等	1,281,539	174,306	63,190	26,532	55,689
被害額等	806億3,062万円	159億6,806万円	1,049億7,116万円	51億3,723万円	170億8,451万円

- 5 知的財産権侵害事犯について、検挙事件数、検挙人員を継続的に測定するなどにより、その検挙状況を把握する。

知的財産権侵害事犯の検挙状況の推移

	H10	H11	H12	H13	H14
検挙事件数	153	153	193	173	246
検挙人員	304	322	431	340	435

- 6 知的財産権侵害事犯について、ネットワーク利用事犯の検挙事件数、検挙人員を継続的に測定するなどにより、その検挙状況を把握する。

ネットワーク利用事犯の検挙状況の推移

	H10	H11	H12	H13	H14
検挙事件数	19	24	36	43	51
検挙人員	26	51	49	69	66

- 7 弁護士会、都道府県等との合同相談会の開催、権利者と連携した広報啓発活動等関係機関・団体との連携状況を継続的に把握する。

「検挙事件数」とは、事件単位ごとに計上した件数であり、一連の捜査で複数の件数の犯罪を検挙した場合には1事件として数える。

参考指標

ヤミ金融に係る警察相談の受理状況（平成15年より開始）

知的財産権侵害疑義物品の輸入差止実績（財務省）

	H10	H11	H12	H13	H14
件数	1,507	1,794	1,598	2,812	6,978
点数	1,005,928	993,565	1,099,001	1,009,958	992,908

偽ブランド品の輸入・国内生産別状況

国内外別	H10	H11	H12	H13	H14
輸入	69,791	40,531	194,270	1,910,865	31,787
国内生産	5,508	16,301	428	0	9,804
不明	2,976	5,312	7,826	12,298	23,770
合計	78,275	62,144	202,524	1,923,163	65,361

政策所管課：生活環境課

# 基本目標 1 生活の安全と平穩を確保する

## 業績目標 9 けん銃密輸・密売事犯の摘発強化

(説明)

我が国においては、押収される真正けん銃のほとんどが海外から密輸入されたものであることから、違法な銃器の根絶に向けて、捜査支援体制の強化、関係機関とのネットワークの構築、国際協力の確保を図り、海外からのけん銃の流入及び国内におけるその拡散を阻止する。

評価期間 5年間(平成13年から17年まで)

業績指標

- けん銃の密輸・密売事件について、けん銃及びけん銃部品の密輸入事件に係る摘発件数・押収丁数、国内におけるけん銃の押収丁数を継続的に測定するなどにより、その摘発状況を把握する。

けん銃密輸入等事件等に係る摘発件数・押収丁数

	10年	11年	12年	13年	14年
摘発件数	4	11	5	2	5
押収丁数	9	19	114	0	10

けん銃密輸入事件には予備を含む。

けん銃押収丁数

	10年	11年	12年	13年	14年
けん銃押収丁数	1,104	1,001	903	922	747
真正けん銃	929	837	812	852	675
(%)	84.1	83.6	89.9	92.4	90.4
改造けん銃	175	164	91	70	72
(%)	15.9	16.4	10.1	7.6	9.6

- 税関、海上保安庁、入国管理局との合同訓練、合同キャンペーン、合同サーチ等国内関係機関との連携状況を把握する。
- 海外の銃器取締関係機関との情報交換等国外の関係機関との連携状況を把握する。

参考指標

銃器発砲事件の発生件数

	10年	11年	12年	13年	14年
銃器発砲件数	154	162	134	215	158

政策所管課：銃器対策課



# 基本目標 1 生活の安全と平穩を確保する

## 業績目標 10 薬物の密輸・密売事犯の取締りの強化

(説明)

我が国で乱用されている薬物のほとんどが海外から密輸入され、暴力団等の犯罪組織により密売されているものであることから、税関、入国管理局等関係機関との連携強化、コントロールド・デリバリーの積極的活用、「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」(麻薬特例法)の積極的活用に向けた取組みの強化により、薬物の不正取引を阻止し、薬物供給の遮断を図る。

評価期間 5年間(平成13年から17年まで)

業績指標

- 1 覚せい剤密輸入事犯について、覚せい剤押収量、覚せい剤大量密輸入等事犯の検挙件数及び覚せい剤密輸入事犯の検挙件数を継続的に測定するなどにより、その取締り状況を把握する。

覚せい剤押収量(単位:kg)

10年	11年	12年	13年	14年
549.0	1,975.9	1,026.9	406.1	437.0

覚せい剤大量(1kg以上の押収)密輸入等事犯の検挙件数(単位:件)

10年	11年	12年	13年	14年
11	35	24	17	9

覚せい剤大量(1kg以上の押収)密輸入等事犯には、覚せい剤のほとんどが海外から密輸入されたものであり、1kg以上の大量押収が密輸と密接な関係にあるため、密輸罪のほか、所持罪等により1kg以上の覚せい剤を押収した事件の検挙件数が含まれている。

覚せい剤密輸入事犯の検挙件数(単位:件)

10年	11年	12年	13年	14年
39	39	45	46	16

- 2 税関、入国管理局等関係機関との水際対策に係る情報交換等の連携状況を把握する。
- 3 コントロールド・デリバリーについて、実施件数を継続的に測定するなどにより、その活用状況を把握する。

コントロールド・デリバリーの実施件数(単位:件)

10年	11年	12年	13年	14年
29	19	29	28	26

- 4 覚せい剤密売事犯について、密売に深くかかわる暴力団員等と来日イラン人による営利犯の覚せい剤事犯検挙人員を継続的に測定するなどにより、その取締り状況を把握する。

暴力団員等による覚せい剤事犯検挙人員(単位:人)

	10年	11年	12年	13年	14年
総検挙人員	16,888	18,285	18,942	17,912	16,771
うち暴力団員等	7,204	7,944	7,729	7,307	6,738
比率(%)	42.7	43.4	40.8	40.8	40.2

暴力団員等とは、暴力団構成員及び準構成員をいう。

来日イラン人による営利犯の覚せい剤事犯検挙人員（単位：人）

	10年	11年	12年	13年	14年
来日イラン人	217	137	135	157	165
うち営利犯	65	37	53	50	74
比率（％）	30.0	27.0	39.3	31.8	44.8

営利犯とは、営利目的所持及び営利目的譲渡をいう。

- 5 麻薬特例法について、適用件数を継続的に測定するなどにより、その活用状況を把握する。

麻薬特例法第5条（ ）の適用件数（単位：件）

10年	11年	12年	13年	14年
20	18	34	18	43

薬物の密輸・密売等を「業とした」者を重く処罰するもの。

麻薬特例法第6条及び第7条（ ）の適用件数（単位：件）

	10年	11年	12年	13年	14年
第6条	2	1	2	3	0
第7条	0	0	0	0	0

麻薬特例法第6条 薬物犯罪により得た財産等を隠匿等した者を処罰するもの。

麻薬特例法第7条 薬物犯罪により得た財産等を收受した者を処罰するもの。

麻薬特例法第19条（ ）に基づく起訴前の没収保全命令の請求件数（単位：件）

10年	11年	12年	13年	14年
1	0	2	4	7

薬物犯罪等の没収対象財産について、没収の裁判の執行等を確保するため、起訴前に警察官等の請求により、裁判所の命令によって、没収対象財産の処分を禁止するもの。

#### 参考指標

薬物種類別押収量・薬物事犯別検挙人員（平成10年～14年）（別紙参照）

政策所管課：薬物対策課

平成15年実績評価計画書において、基本目標1の業績目標8に「薬物の密輸入事犯の取締りの強化」とあったものを改めたもの。

(別紙)

## 薬物種類別押収量・薬物事犯別検挙人員（平成10年～14年）

### 薬物種類別押収量（kg）

年別 区分	平成 10年	平成 11年	平成 12年	平成 13年	平成 14年
覚せい剤	549.0	1,975.9	1,026.9	406.1	437.0
コカイン	20.4	10.3	15.6	23.7	16.7
ヘロイン	3.6	2.0	7.0	4.3	19.1
あへん	11.0	7.4	9.0	11.4	5.7
乾燥大麻	99.2	552.1	306.4	818.7	224.3
大麻樹脂	205.8	199.9	183.4	72.8	244.1
M D M A 等	11,362	17,500	77,076	112,358	174,248

注1 MDMA等とは、錠剤型合成麻薬のことである。

2 平成14年のMDMA等の押収量は、1件1000錠以上の大量押収事件における覚せい剤とMDMAの混合錠剤を含む。

3 MDMA等の単位は（錠）である。

### 薬物事犯別検挙人員（人）

年別 区分	平成 10年	平成 11年	平成 12年	平成 13年	平成 14年
覚せい剤	16,888	18,285	18,942	17,912	16,771
麻薬・向精神薬	243	236	224	241	261
コカイン	93	71	57	52	40
ヘロイン	61	52	48	33	40
あへん	132	119	65	44	43
大麻	1,236	1,124	1,151	1,450	1,748
合計	18,499	19,764	20,382	19,647	18,823

## 基本目標 2 犯罪捜査を的確に推進する

### 業績目標 1 重要犯罪（ ）に対する捜査等の推進

重要犯罪とは、殺人、強盗、放火、強姦、略取誘拐及び強制わいせつをいう。

#### (説明)

重要犯罪については、平成 10 年以降、増加傾向が顕著であり、凶悪性、悪質性及び被害の重大性等から国民の治安に対する不安感を著しく増大させている。これら国民が真に解決を望んでいる重要犯罪に捜査の重点を置き、当該犯罪の抑止に資する的確な捜査を推進する。

また、これら重要犯罪においても、急激な社会情勢の変化や自動車の利用等、広域化・スピード化が進んでおり、数府県にまたがって敢行されるものが少なくない。これらに的確に対応していくために、捜査用資機材の充実、捜査支援システムの効果的な活用を推進するとともに、一層の合同・共同捜査を推進しつつ、府県警察相互間の連携を強化していくための制度、体制のあり方等について検討を進めていく。

重要犯罪の増加要因としては、強盗及び強制わいせつの増加によるところが大きいが、その中でも、コンビニエンスストアを対象とした強盗事件は、模倣性が強く、今後も多発することが懸念されることから、これらを対象とした強盗事件の未然防止のため、防犯基準に基づいた防犯指導等の防犯対策を強力に推進する。

評価期間 3 年間（平成 15 年から 17 年まで）

#### 業績指標

1 重要犯罪の認知・検挙状況を継続的に測定することにより、その検挙状況を把握する。

#### 重要犯罪罪種別認知件数・検挙人員・検挙件数

		平成 10 年	平成 11 年	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年
認知件数	総数	12,725	14,682	18,281	21,530	22,294
	殺人	1,388	1,265	1,391	1,340	1,396
	強盗	3,426	4,237	5,173	6,393	6,984
	放火	1,566	1,728	1,743	2,006	1,830
	強姦	1,873	1,857	2,260	2,228	2,357
	略取・誘拐	221	249	302	237	251
	強制わいせつ	4,251	5,346	7,412	9,326	9,476
検挙件数	総数	10,700	10,491	11,049	11,418	11,186
	殺人	1,356	1,219	1,322	1,261	1,336
	強盗	2,614	2,813	2,941	3,115	3,566
	放火	1,369	1,458	1,372	1,540	1,234
	強姦	1,652	1,369	1,540	1,404	1,468
	略取・誘拐	211	244	272	211	215
	強制わいせつ	3,498	3,388	3,602	3,887	3,367
検挙人員	総数	8,980	9,307	9,954	9,905	10,029
	殺人	1,365	1,313	1,416	1,334	1,405
	強盗	3,379	3,762	3,797	4,096	4,151
	放火	693	750	789	783	815
	強姦	1,512	1,392	1,486	1,277	1,355
	略取・誘拐	141	164	180	179	173
	強制わいせつ	1,890	1,926	2,286	2,236	2,130

上記の数値は、未遂罪及び予備罪（強姦及び強制わいせつについて未遂罪）を含む。

(参考)

重要犯罪罪種別検挙率

		平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年
検 挙 率	総数	84.1	71.5	60.4	53.0	50.2
	殺人	97.7	96.4	95.0	94.1	95.7
	強盗	76.3	66.4	56.9	48.7	51.1
	放火	87.4	84.4	78.7	76.8	67.4
	強姦	88.2	73.7	68.1	63.0	62.3
	略取・誘拐	95.5	98.0	90.1	89.0	85.7
強制わいせつ	82.3	63.4	48.6	41.7	35.5	

上記の数値は、未遂罪及び予備罪（強姦及び強制わいせつについて未遂罪）を含む。

- 2 広域化する犯罪に対応するための捜査用資機材の整備状況を把握する。

自動車ナンバー自動読取システムの整備状況

	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
整備数	473	535	540	550	580

自動車ナンバー自動読取システムとは、走行中の自動車のナンバーを自動的に読み取り、手配車両のナンバーと照合するシステムである。

- 3 共同・合同捜査（ ）の実施による検挙状況を把握する。

「合同捜査」とは、広域重要犯罪の発生時に、指揮系統を一元化し、関係都道府県警察が一体となって捜査を行うものであり、「共同捜査」は、指揮系統の一元化までは行わないが、捜査事項の分担やその他捜査方針の調整を図りつつ捜査を行うものである。

- 4 コンビニエンスストアを対象とした侵入強盗事件の認知・検挙状況を継続的に測定する。

コンビニエンスストアを対象とした強盗事件の認知・検挙状況

	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年
認知件数（件）	308	340	394	527	468
検挙件数（件）	149	173	188	163	225

(参考)

コンビニエンスストアを対象とした強盗事件の検挙率

	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年
検挙率（％）	48.4	50.9	47.7	30.9	48.1

- 5 コンビニエンスストアの防犯対策の推進状況を把握する。

政策所管課：捜査第一課・刑事企画課・生活安全企画課

平成15年実績評価計画書において、基本目標2の業績目標4に「犯罪の広域化・スピード化に対応した広域捜査の推進」とあったものを改めたもの。

## 基本目標 2 犯罪捜査を的確に推進する

### 業績目標 2 特定重要窃盗犯（ ）に対する捜査の推進

侵入盗のうち、侵入手段としていわゆるピッキング用具を使用するもの、組織的に敢行される自動車盗及び少年等によるひったくりをいう。

(説明)

窃盗犯の中でも特に悪質性が高く、増加傾向がうかがわれる特定重要窃盗犯に捜査の重点を置き、関係機関との連携による総合的な体制を整えること等を通じて、的確な捜査を推進する。

これまでに、「国際組織犯罪等対策に係る今後の取組みについて」(平成 13 年 8 月 29 日国際組織犯罪等対策推進本部決定)に盛り込まれたピッキング用具使用の組織的窃盗及び自動車の盗難・盗難自動車の不正輸出に関する各種施策の推進や組織窃盗対策捜査用資機材の整備、地方警察官の増員を進めてきたところであるが、今後とも、関連機関との連携などにより、的確な捜査をより一層推進していく。

評価期間 5 年間 (平成 13 年から 17 年まで)

業績指標

1 特定重要窃盗犯について、関連する事犯の認知・検挙件数を継続的に測定するなどにより、その検挙状況を把握する。

ピッキング用具を使用する侵入盗の認知・検挙状況の推移

	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年
認知件数 (件)	29,211	19,568	19,121
うち、主要 5 都県	22,860(78.3%)	13,772(70.3%)	13,712(71.7%)
検挙件数 (件)	-	-	4,736
うち、主要 5 都県	-	-	3,748(79.1%)
検挙人員 (人)	521	380	423
うち、主要 5 都県	343(65.8%)	213(56.0%)	242(57.2%)

(参考)

検挙率 (%)	-	-	24.8
---------	---	---	------

全国調査は平成 12 年から実施しているため、11 年以前の数値はない。14 年 1 月から、検挙件数も調査開始。

主要 5 都県 = 東京、埼玉、千葉、神奈川、愛知

自動車盗の認知・検挙状況の推移

	平成 10 年	平成 11 年	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年
認知件数 (件)	35,884	43,092	56,205	63,275	62,673
検挙件数 (件)	18,210	15,241	11,415	13,390	12,791
検挙人員 (人)	5,495	5,028	4,590	4,933	4,775

(参考)

検挙率 (%)	50.7	35.4	20.3	21.2	20.4
---------	------	------	------	------	------

組織的に敢行される自動車盗については、認知件数等が計上できないため、自動車盗の認知件数等を計上している。

ひったくりの認知・検挙状況の推移

	平成 10 年	平成 11 年	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年
認知件数(件)	35,763	41,173	46,064	50,838	52,919
検挙件数(件)	19,636	20,597	14,796	12,925	18,434
検挙人員(人)	2,605	3,304	3,072	3,078	3,158
うち少年(人)	1,871	2,420	2,179	2,190	2,166

(参考)

検挙率(%)	54.9	50.0	32.1	25.4	34.8
--------	------	------	------	------	------

2 関係機関との連携状況を把握する。

参考指標

窃盗犯主要手口別認知・検挙状況(別紙参照)

政策所管課：捜査第一課

## 別紙・窃盗犯主要手口別認知・検挙状況

## 認知件数

	10	11	12	13	14
侵入盗	237,703	260,981	296,486	303,698	338,294
乗り物盗	705,431	694,375	754,939	827,593	775,435
自動車盗	35,884	43,092	56,205	63,275	62,673
オートバイ盗	246,364	242,977	253,433	242,517	198,642
自転車盗	423,183	408,306	445,301	521,801	514,120
非侵入盗	845,915	955,037	1,079,739	1,209,220	1,263,759
車上ねらい	252,092	294,635	362,762	432,140	443,298
すり	21,019	21,928	24,526	25,691	24,590
ひったくり	35,763	41,173	46,064	50,838	52,919
自動販売機荒し	181,444	222,328	190,490	170,470	174,718
店舗荒し	10,169	10,255	10,878	11,280	11,554
万引き	112,237	105,227	112,559	126,110	140,002
その他	233,191	259,491	332,460	109,538	416,678

(単位：件)

## 検挙件数

	10	11	12	13	14
侵入盗	165,818	152,984	109,128	89,456	98,335
乗り物盗	121,075	108,657	69,698	65,435	57,928
自動車盗	18,210	15,241	11,415	13,390	12,791
オートバイ盗	43,678	40,356	23,708	19,440	15,725
自転車盗	59,187	53,060	34,575	32,605	29,412
非侵入盗	310,390	299,507	228,420	212,752	247,609
車上ねらい	74,473	73,715	45,666	43,176	48,881
すり	9,597	8,189	5,012	4,412	4,400
ひったくり	19,636	20,597	14,796	12,925	18,434
自動販売機荒し	43,906	45,754	30,707	18,851	28,962
店舗荒し	3,722	3,153	1,876	1,544	1,536
万引き	96,828	88,532	87,366	92,319	101,445
その他	62,228	59,567	42,997	13,507	43,924

(単位：件)

## 検挙率

	10	11	12	13	14
侵入盗	69.8%	58.6%	36.8%	29.5%	29.1%
乗り物盗	17.2%	15.6%	9.2%	7.9%	7.5%
自動車盗	50.7%	35.4%	20.3%	21.2%	20.4%
オートバイ盗	17.7%	16.6%	9.4%	8.0%	7.9%
自転車盗	14.0%	13.0%	7.8%	6.2%	5.7%
非侵入盗	36.7%	31.4%	21.2%	17.6%	19.6%
車上ねらい	29.5%	25.0%	12.6%	10.0%	11.0%
すり	45.7%	37.3%	20.4%	17.2%	17.9%
ひったくり	54.9%	50.0%	32.1%	25.4%	34.8%
自動販売機荒し	24.2%	20.6%	16.1%	11.1%	16.6%
店舗荒し	36.6%	30.7%	17.2%	13.7%	13.3%
万引き	86.3%	84.1%	77.6%	73.2%	72.5%
その他	26.7%	23.0%	12.9%	12.3%	10.5%

## 検挙人員

	10	11	12	13	14
侵入盗	15,480	15,234	13,651	13,712	13,696
乗り物盗	50,426	48,672	39,469	39,813	39,589
自動車盗	5,495	5,028	4,590	4,933	4,775
オートバイ盗	18,697	17,296	15,143	14,707	13,106
自転車盗	26,234	26,348	19,736	20,173	21,708
非侵入盗	115,423	108,241	109,490	115,394	127,440
車上ねらい	2,857	2,892	2,933	3,027	3,322
すり	953	967	813	770	796
ひったくり	2,605	3,304	3,072	3,078	3,158
自動販売機荒し	2,010	2,192	2,084	2,329	2,850
店舗荒し	1,143	969	831	744	768
万引き	94,656	85,832	86,643	91,816	100,849
その他	11,199	12,085	13,114	13,630	15,697

(単位：人)



## 基本目標 2 犯罪捜査を的確に推進する

### 業績目標 3 政治的・構造的不正の追及の強化

(説明)

政治公務員等による汚職事件や国会議員らによる政策担当秘書給与詐取事件等、政治とカネをめぐる不正事案が相次いで顕在化する一方で、買収等の選挙違反も依然として横行しており、こうした不正が議会制度や公務員制度を始めとする我が国統治機構に対する国民の信頼を根底から覆すものであることにかんがみ、捜査体制の整備や捜査員の育成強化に加え、不正の実態に応じて刑罰法令を幅広く適用するなどして不正の追及の強化を図る。

評価期間 3年間(平成15年から17年まで)

業績指標

1 政治的・構造的不正事案の検挙件数を継続的に測定するなどにより、その検挙状況を把握する。

政治的・構造的不正事案の検挙件数

	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年
贈収賄	71	67	64	85	73
談合・競売入札妨害	15	13	20	20	15
あっせん利得処罰法違反	-	-	-	0	1
政治資金規正法違反	1	2	1	1	4
合計	87	82	85	106	93

(参考)

衆議院選挙、参議院選挙及び統一地方選挙における検挙人員

ア 衆議院選挙

罪種	選挙 第42回衆議院議員総選挙(H12.6.25)		選挙 第41回衆議院議員総選挙(H8.10.20)	
	検挙人員	うち逮捕	検挙人員	うち逮捕
買収	1,133	169	1,531	258
自由妨害	28	17	20	18
戸別訪問	60	0	57	0
文書違反	89	3	65	0
その他	65	21	40	11
合計	1,375	210	1,713	287

注：いずれも選挙期日後90日現在の統計である。

イ 参議院選挙

罪種	選挙 第19回参議院議員通常選挙(H13.7.29)		選挙 第18回参議院議員通常選挙(H10.7.12)	
	検挙人員	うち逮捕	検挙人員	うち逮捕
買収	559	116	362	48
自由妨害	35	26	34	18
戸別訪問	58	0	35	0
文書違反	108	2	82	2
その他	109	49	13	2
合計	869	193	526	70

注：いずれも選挙期日後90日現在の統計である。

ウ 統一地方選挙

選挙 罪種	第15回統一地方選挙 (H15.4.13及び4.27)		第14回統一地方選挙 (H11.4.11及び4.25)	
	検挙人員	うち逮捕	検挙人員	うち逮捕
買収	3,131	492	3,725	612
自由妨害	48	40	27	22
戸別訪問	11	0	2	0
文書違反	51	4	67	1
その他	155	93	214	51
合計	3,396	629	4,035	686

注：いずれも選挙期日後90日現在の統計である。

- 2 政治的・構造的不正の追及の強化を図るための取組状況を把握する。

政策所管課：捜査第二課

## 基本目標 2 犯罪捜査を的確に推進する

### 業績目標 4 告訴・告発への取組みの強化

(説明)

告訴・告発については、社会・経済情勢や国民の意識の変化により、平成12年以後、相談及び事件受理件数が急増していることから、国民の権利等を不当に侵害することのないよう、その取扱いの適正化と迅速的確な捜査の推進を図る。

これまでに、地方警察官の増員を始めとする捜査体制の確保等各種取組みを進めてきたところであるが、告訴・告発事件の内容の複雑化に伴い、処理に要する手間が増大する中、捜査体制等が未だ必ずしも十分でないため、依然として多数の未処理件数を抱えていることから、引き続き捜査体制及び指導体制の強化を図るなどして、その取扱いの適正化と迅速的確な捜査をより一層強力に推進していく。

評価期間 5年間(平成13年から17年まで)

#### 業績指標

- 1 告訴・告発の受理・処理件数を継続的に測定するなどにより、その取扱状況について把握する。

##### 告訴・告発の受理・処理件数の推移

	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年
受理件数	2,478	2,372	3,449	3,319	3,035
処理件数	2,554	2,428	2,713	3,167	3,339
未処理件数	3,015	2,975	3,715	3,867	3,563

##### 告訴・告発の処理状況の推移

	平成12年	平成13年	平成14年
受理後1年未満	1,772(65.3%)	2,074(65.5%)	2,041(61.1%)
受理後1年以上	941(34.7%)	1,093(34.5%)	1,298(38.9%)
合計	2,713(100.0%)	3,167(100.0%)	3,339(100.0%)

##### 告訴・告発の未処理状況の推移

	平成12年	平成13年	平成14年
受理後1年未満	1,936(52.1%)	1,891(48.9%)	1,569(44.0%)
受理後1年以上	1,779(47.9%)	1,976(51.1%)	1,994(56.0%)
合計	3,715(100.0%)	3,867(100.0%)	3,563(100.0%)

いずれも、知能犯罪にかかわる告訴・告発の統計である。

- 2 告訴・告発の取扱いの適正化と迅速的確な捜査の推進を図るための取組状況を把握する。

政策所管課：捜査第二課

## 基本目標 2 犯罪捜査を的確に推進する

### 業績目標 5 科学的・合理的な捜査の推進

(説明)

科学技術の急速な発展、情報化社会の著しい進展等に的確に対処するため、鑑識資機材の充実、鑑識技術への最先端の科学技術の導入等を図ることにより、科学的・合理的な捜査を推進する。

これまでに、鑑識活動の強化や鑑定的高度化等の施策を行ってきたところであるが、今後とも、より一層、科学捜査のための研究を進めるなどにより、科学捜査力を強化していく。

評価期間 5年間(平成13年から17年まで)

#### 業績指標

1 科学技術の発達に応じた捜査用資機材・鑑識資機材の整備状況を把握する。

##### 出力文書解析装置の整備状況

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	合計
整備都道府県数	8	10	11	29
整備台数	8	10	11	29

「出力文書解析装置」とは、高精細のカラーレスキャナ、高解像度デジタルカメラ、パソコン等で構成され、カラーコピー機やカラープリンタ等で偽造された紙幣、有価証券、運転免許証などを解析して、コピー機等のメーカー、機種、設置場所、使用年月日等を特定するための装置である。

2 各種捜査用資機材・鑑識資機材の活用状況を把握する。

3 DNA型鑑定の活用状況を把握する。

政策所管課：鑑識課

## 基本目標3 暴力団等による違法・不当な行為を封圧する

### 業績目標1 民事介入暴力対策の強化

(説明)

暴力団等が組織の威力を背景に、一般市民生活等に介入して違法・不当な利益の獲得を図る民事介入暴力が国民の身近な不安として存在していることから、これを解消するために、関係機関・団体との連携を強化しつつ、暴力団関係相談への適切な対応、社会運動等標ぼうゴロ対策の推進等を図ることにより、民事介入暴力対策を強化し、暴力団等による違法・不当な行為から一般市民を守る。

評価期間 5年間(平成13年から17年まで)

#### 業績指標

- 1 暴力団関係相談、相談を端緒とした刑事事件検挙、相談を端緒とした行政命令、責任者講習及び援助の措置について、件数を継続的に測定するなどによりその運用状況を把握する。

#### 警察及び暴力追放運動推進センターに寄せられた暴力団関係相談の件数

	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年
全暴力相談	36,495	37,704	40,417	36,669	39,659
警察相談	24,045	24,669	27,473	23,097	24,025
センター相談	12,450	13,035	12,944	13,572	15,634

#### 警察相談を端緒とした刑事事件検挙及び行政命令発出の件数

	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年
警察相談のうち刑事事件検挙件数	1,489	1,743	1,661	1,322	1,368
警察相談のうち行政命令発出件数	1,600	1,888	1,427	1,799	1,731

#### 不当要求防止責任者数と責任者講習の実施回数

	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
責任者数	241,646	256,817	272,983	294,282
責任者講習実施回数	1,461	1,530	1,616	1,577

#### 援助の措置の件数

	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年
暴力団対策法に基づく援助の措置件数	163	143	127	(88)	130

平成13年の数値は暴力団対策法第13条第2号に基づく措置のみを集計したもの

- 2 民事介入暴力対策における弁護士会、暴力追放運動推進センター等との連携状況を把握する。

#### 民事介入暴力事案に対する民事訴訟支援件数

	平成12年	平成13年	平成14年
民事訴訟支援件数	94	152	145

- 3 社会運動等標ぼうゴロ対策の状況を把握する。

政策所管課：暴力団対策第一課

## 基本目標 3 暴力団等による違法・不当な行為を封圧する

### 業績目標 2 資金源対策の徹底

(説明)

資金獲得犯罪の検挙、不正に獲得した収益のはく奪、暴力団対策法に基づく中止命令( 1 )及び再発防止命令( 2 )の発出、各種営業等からの暴力団排除等の資金源対策を徹底することにより、暴力団等の存立基盤の弱体化を図る。

- 1 「中止命令」とは、指定暴力団員等が暴力団対策法第9条の各号に定める暴力的要求行為、加入強要・脱退妨害等の禁止行為を行った場合に、その中止を命じる行政処分である。
- 2 「再発防止命令」とは、指定暴力団員等が暴力団対策法第9条の各号に定める暴力的要求行為、加入強要・脱退妨害等の禁止行為を行った場合に、その指定暴力団員等が同様の行為を反復して行うおそれがあると認めるときに、その再発を防止するために必要な事項を命令する行政処分である。

評価期間 5年間(平成13年から17年まで)

業績指標

- 1 暴力団員等による資金獲得犯罪の検挙状況を把握する。

(1) 伝統的資金獲得犯罪

暴力団構成員による伝統的資金源犯罪の検挙人員

年次	10年	11年	12年	13年	14年
暴力団構成員の検挙人員	10,615	10,584	10,189	9,893	9,907
覚せい剤	2,028	2,225	2,122	1,949	1,896
恐喝	1,368	1,367	1,488	1,398	1,325
賭博	238	188	131	118	117
ノミ行為等	237	206	143	107	101
合計	3,871	3,986	3,884	3,572	3,439

「ノミ行為等」は、競馬法、自転車競技法、小型自動車競走法及びモーターボート競走法の各違反の総計を計上した。

(2) その他の資金源に対する取組み

ア 資金源犯罪

(参考指標)

課税通報件数及び通報総額

	10年	11年	12年	13年	14年
通報件数	150	151	135	137	105
通報総額(億円)	80	97	95	91	150

通報件数、総額は警察庁報告分である。

イ 暴力団による廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反の取締り

廃棄物処理法違反の検挙人員(暴力団構成員及び準構成員)

	10年	11年	12年	13年	14年
人員	248	184	121	204	225

- 2 暴力団員等が得た違法・不当な収益のはく奪について、組織的犯罪処罰法によるマネー・ローンダリング罪の検挙件数を継続的に測定するなどにより、その推進状況を把握する。

組織的犯罪処罰法によるマネー・ローンダリング罪の検挙件数

年次	12年	13年	14年
区分			
マネー・ローンダリング合計	3	12	28
10条(隠匿)	3	10	19
うち暴対部門による検挙	1	4	9
11条(収受)	0	2	9
うち暴対部門による検挙	0	2	6

組織的犯罪処罰法は、平成12年2月施行のため、11年以前の数値はない。

(参考)

金融庁による金融機関等からの「疑わしい取引に関する情報」受案件数

	9年	10年	11年	12年	13年	14年
疑わしい取引に関する情報件数	9	13	1,059	7,242	12,372	18,768

平成12年1月までは旧麻薬特例法に基づく届出、平成12年2月以降は組織的犯罪処罰法に基づく届出の件数である。

暴力団対策部門による組織的犯罪処罰法による不法収益はく奪状況

年次	12年	13年	14年
区分			
没収件数(件)	1	2	1
没収額(円)	2,059,530	817,319	1,115,000
追徴件数	1	2	4
追徴額	3,377,113	12,922,381	82,987,436
起訴前保全件数	1	1	4
起訴前保全額	2,060,055	768,500	3,975,630

- 3 暴力団対策法に基づく中止命令及び再発防止命令について、その発出件数を継続的に測定するなどにより、活用状況を把握する。

行政命令の発出状況

	10年	11年	12年	13年	14年
中止命令	1,900	2,275	2,185	2,238	2,599
再発防止命令	43	25	95	96	141

- 4 各種業や公共事業からの暴力団排除に係る活動状況を把握する。  
暴力団関係事業者の産業廃棄物処理業等の不許可・許可取消状況

年次	12年	13年	14年
区分			
暴力団排除状況	18	74	53
照会を受け回答したもの	13	56	31
通報したもの	5	18	22

平成12年は10月～12月までの数値である。

暴力団関係事業者の建設業・宅地建物取引業の不許可・許可取消状況  
 (建設業)

年次	12年	13年	14年
区分			
暴力団排除状況	62	60	69
照会を受け回答したもの	34	30	29
通報したもの	28	30	40

(宅地建物取引業)

年次	12年	13年	14年
区分			
暴力団排除状況	6	4	5
照会を受け回答したもの	3	2	3
通報したもの	3	2	2

- 5 行政対象暴力の排除に係る活動状況を把握する。

政策所管課：暴力団対策第二課



### 基本目標3 暴力団等による違法・不当な行為を封圧する

#### 業績目標3 暴力団等が市民社会に及ぼす危険の除去

(説明)

銃器等を用いた対立抗争事件等が市民社会の大きな脅威となっていることから、暴力団対策法に基づく事務所使用制限命令の積極的活用や銃器等の取締りの徹底による対立抗争の拡大防止を図ることなどにより、暴力団等が市民社会に及ぼす危険を除去し、一般市民の平穏な生活を確保する。

評価期間 5年間(平成13年から17年まで)

#### 業績指標

- 1 暴力団の対立抗争事件及び暴力団等による銃器発砲事件について、その件数を継続的に測定するなどにより、取締りの状況を把握する。

##### 暴力団等に係る対立抗争事件及び銃器発砲事件

	10年	11年	12年	13年	14年
対立抗争事件	11(48)	11(46)	5(18)	5(81)	7(28)
銃器発砲件数	134	133	92	178	112
銃器発砲事件検挙件数	77	66	47	67	43

特定の団体間の特定の原因による一連の対立抗争の発生から終結までを1事件とし、対立抗争当事者間の攻撃回数合計を括弧内に記載している。銃器発砲事件検挙件数とは、暴力団等によるとみられる銃器発砲事件のうち同年中に発生かつ検挙した件数のみを示す。

- 2 暴力団対策法に基づく事務所使用制限命令について、その発出件数を継続的に測定するなどにより、その推進状況を把握する。

##### 事務所使用制限命令発出件数

	10年	11年	12年	13年	14年
事務所使用制限命令	0	5	0	8	0

- 3 暴力団等からのけん銃の押収について、暴力団構成員及び準構成員からのけん銃押収丁数を継続的に測定することにより、その推進状況を把握する。

##### 暴力団等からのけん銃押収丁数

	10年	11年	12年	13年	14年
けん銃押収丁数	576	580	564	591	327

- 4 組織的犯罪処罰法の加重処罰件数を継続的に測定するなどにより、取締りの状況を把握する。

##### 組織的犯罪処罰法による加重処罰適用件数

年次 区分		12年	13年	14年
		加重処罰合計	6(6)	11(10)
内	3条1項(組織的な殺人等)	2(2)	2(1)	6(3)
	3条2項(同上)	4(4)	8(8)	7(7)
訳	7条(組織的犯罪に係る隠匿等)	0	1(1)	0

( )内は暴対部門による適用件数を示す。

政策所管課：暴力団対策第二課

## 基本目標 4 安全かつ快適な交通を確保する

### 業績目標 1 交通安全教育及び交通安全活動の推進

(説明)

参加・体験・実践型の交通安全教育を推進するとともに、シートベルトの着用・チャイルドシートの使用についての普及啓発等の交通安全活動を推進することにより、国民の交通安全意識を高め、交通の安全を確保する。

評価期間 5年間(平成13年から17年まで)

業績指標

- 1 参加・体験・実践型の交通安全教育の実施状況を把握する。
- 2 高齢者に対する交通安全教育の実施状況を把握する。

(参考指標)

高齢死者数と全死者数に占める割合

	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年
交通事故死者数(人)	9,211	9,006	9,066	8,747	8,326
65歳以上(人)	3,174	3,143	3,166	3,216	3,144
割合(%)	34.5	34.9	34.9	36.8	37.8

人口10万人当たりの高齢死者数

	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年
10万人当たりの死者数(人)	7.3	7.1	7.1	6.9	6.5
65歳以上(人)	15.5	14.8	14.2	14.1	13.8

算出の基礎とした人口は、総務省統計資料「各年10月1日現在推計人口」による。  
ただし、平成14年は13年10月1日現在推計人口を使用した。

- 3 シートベルトの着用者率を継続的に測定する。

過去5年間のシートベルトの着用者率

	10年	11年	12年	13年	14年
一般道路(運転席)(%)	89.1	91.0	92.5	94.0	94.7
一般道路(助手席)(%)	78.2	81.4	85.0	88.1	89.3
高速道路(運転席)(%)	89.6	92.0	93.2	95.2	95.3
高速道路(助手席)(%)	83.7	86.6	90.2	91.7	91.6

着用者率 = 交通事故死傷者中のシートベルト着用者数 ÷ 死傷者数 × 100

(参考指標)

過去5年間のシートベルト着用有無別致死率

	10年	11年	12年	13年	14年
シートベルト着用(%)	0.25	0.25	0.25	0.22	0.21
シートベルト非着用(%)	2.18	2.15	2.17	2.36	2.35
非着用 / 着用	8.7倍	8.6倍	8.7倍	10.7倍	11.2倍

致死率 = 死者数 ÷ 全死傷者数 × 100

4 チャイルドシートの使用者率を継続的に測定する。

過去3年間のチャイルドシートの使用者率

	12年	13年	14年
6歳未満計(%)	44.0	56.9	59.2
0～4歳(%)	48.0	60.6	63.0
5歳(%)	25.2	38.8	40.6

(注) 0～4歳、5歳は6歳未満計の内訳を表す。

使用者率 = 交通事故死傷者中のチャイルドシート使用者数 ÷ 死傷者数 × 100

(参考指標)

過去3年間のチャイルドシートの使用有無別致死率

	12年	13年	14年
チャイルドシート使用(%)	0.04	0.08	0.06
チャイルドシート不使用(%)	0.17	0.26	0.19
不使用 / 使用	4.3倍	3.3倍	3.2倍

致死率 = 死者数 ÷ 全死傷者数 × 100

政策所管課：交通企画課

## 基本目標 4 安全かつ快適な交通を確保する

### 業績目標 2 きめ細かな運転者施策の推進

(説明)

初心運転者等に係る事故率は、依然として高い率で推移していることから、運転免許試験、指定自動車教習所の教習水準の維持向上等に係る諸施策を充実させることにより、交通の安全を確保する。

評価期間 5年間(平成13年から17年まで)

業績指標

1 初心運転者等に係る交通事故率(注)を継続的に計測する。

(注)免許を取得した者のうち、免許取得後1年間に交通人身事故を起こした者の比率をいう。

初心運転者に係る交通事故率

免許を取得した年	9年	10年	11年	12年	13年
普通免許(%)	1.60	1.63	1.70	1.84	1.84
大型自動二輪免許(%)	1.18	1.29	1.41	1.53	1.48
普通自動二輪免許(%)	1.66	1.63	1.73	1.73	1.70

政策所管課:運転免許課

## 基本目標 4 安全かつ快適な交通を確保する

### 業績目標 3 交通秩序を確立するための施策の推進

(説明)

悪質・危険性、迷惑性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りにより、交通事故を抑止するとともに、交通事故事件捜査の充実強化により、多発する交通事故事件に的確に対処し、交通の安全と円滑の確保、交通秩序の確立を図る。

評価期間 5年間(平成13年から17年まで)

業績指標

- 1 悪質かつ危険性の高い違反に起因する交通死亡事故件数( )を継続的に測定する。

	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年
最高速度違反	1,490	1,389	1,417	1,167	1,082
信号無視	320	323	329	366	303
歩行者妨害等	389	365	373	411	391
一時不停止	376	378	339	356	317
無免許運転	229	236	218	223	202

原付以上の車両の運転者が第1当事者の交通事故のうち、「最高速度違反」、「信号無視」、「歩行者妨害等」、「一時不停止」及び「無免許運転」が原因とされた交通死亡事故件数をいう。

- 2 交通死亡事故のうち飲酒運転に係るものの構成率( )を継続的に測定する。

	10年	11年	12年	13年	14年
構成率(%)	15.6	15.8	15.9	15.4	13.6

原付以上の車両の運転者が第1当事者の交通死亡事故件数のうち、第1当事者が飲酒していた(身体に保有するアルコールの程度にかかわらず酒気を帯びていた)ものの比率をいう。

- 3 交通事故鑑定に関する教育・訓練の実施状況を把握する。

	11年度	12年度	13年度	14年度
交通事故鑑定専科受講者(人)	24	84	84	84

平成12年度以降については28人×3回。

- 4 捜査支援資機材の整備状況を把握する。

	13年度	14年度
交通事故自動記録装置の整備(臺)	350	187

政策所管課：交通指導課

## 基本目標 4 安全かつ快適な交通を確保する

### 業績目標 4 暴走族対策の推進

(説明)

暴走族は、深夜の爆音暴走を繰り返すだけでなく、凶悪事件等も引き起こしており、取締りを重点とする暴走族対策を推進することにより、暴走行為等を抑止し、市民生活の平穏と安全を確保する。

評価期間 5年間(平成13年から17年まで)

業績指標

- 1 暴走族の構成員数を継続的に測定する。

暴走族構成員数の推移

	10年	11年	12年	13年	14年
構 成 員 数	34,411	28,652	27,764	26,360	24,669

- 2 暴走族のい集・走行回数等を継続的に測定する。

暴走族のい集・走行回数等の推移

	10年	11年	12年	13年	14年
い集・走行回数	9,290	8,572	8,916	8,682	7,430
参 加 人 員	256,918	220,697	202,834	210,408	184,857
参 加 車 両	121,904	111,146	106,565	109,846	101,118

- 3 暴走族に関する110番通報件数を継続的に測定する。

暴走族に関する110番通報件数の推移

	10年	11年	12年	13年	14年
1 1 0 番通報件数	153,842	142,788	148,570	146,042	129,808

- 4 暴走族の取締状況を継続的に把握する。

暴走族の検挙状況

	10年	11年	12年	13年	14年
検 挙 人 員	108,734	104,286	96,284	93,726	85,888
うち逮捕者数	6,217	7,318	7,657	8,400	8,025

- 5 暴走族対策に関する関係機関との連携状況を把握する。

政策所管課：交通指導課

## 基本目標 4 安全かつ快適な交通を確保する

### 業績目標 5 道路交通環境の整備の推進

(説明)

社会資本整備重点計画(平成15年10月10日閣議決定)に即して、交通安全施設等整備事業を推進することにより、道路交通環境を整備し、道路交通の安全と円滑を確保する。

評価期間 5年間(平成15年4月から20年3月まで)

業績指標

社会資本整備重点計画法(平成15年法律第20号)第2条第1項に規定する社会資本整備重点計画に定められた重点目標に照らして、交通人身事故発生件数の抑止、交通の円滑化、二酸化炭素排出量の削減等の交通安全施設の整備による効果を評価する。

【社会資本整備重点計画に定められた重点目標(国家公安委員会・警察庁関係部分)】

暮らし 《少子・高齢社会に対応したバリアフリー社会の形成等》

1日当たりの平均利用者が5,000人以上の旅客施設の周辺等の主な信号機のバリアフリー化の割合

【信号機 約4割(H14) 約8割(H19)】

安全 《総合的な交通安全対策及び危機管理の強化》

道路交通における死傷事故率

【118件/億台キロ(H14) 約1割削減(108件/億台キロ)(H19)】

- ・あんしん歩行エリアの整備(注1)により、道路管理者と連携してH19までにエリア内の死傷事故を約2割抑止
- ・事故危険箇所対策(注2)の推進により、道路管理者と連携してH19までに対策実施箇所の死傷事故を約3割抑止
- ・信号機の高度化等により、H19までに死傷事故を約44,000件抑止

環境 《地球温暖化の防止》

運輸部門におけるCO<sub>2</sub>排出削減量

【地球温暖化対策推進大綱に基づき約4,530万t-CO<sub>2</sub>を削減(H22)】

- ・信号機の高度化等により、H19までにCO<sub>2</sub>の排出量を約70万t-CO<sub>2</sub>抑止

活力 《都市交通の快適性、利便性の向上》

信号制御の高度化により短縮される交差点等の通過時間

【H19までに対策実施箇所において約1割短縮】

注1) あんしん歩行エリアの整備: 死傷事故発生割合の高い地区約1,000箇所を指定の上、面的かつ総合的な事故抑止対策を実施

注2) 事故危険箇所対策: 死傷事故発生率が高く、又は死傷事故が多発している交差点・単路約4000箇所を選定の上、集中的に交通安全施設等を整備

政策所管課: 交通規制課

## 基本目標 4 安全かつ快適な交通を確保する（参考数値）

### 【平成14年中の交通事故発生状況】

発生件数 936,721件 前年比 -10,448件(-1.1%)  
 死者数 8,326人 前年比 -421人(-4.8%)  
 負傷者数 1,167,855人 前年比 -13,100人(-1.1%)

死者数は、過去最悪であった昭和45年に比べ半減。その昭和45年に施行された交通安全基本法に基づく第7次交通安全基本計画（5カ年計画）の目標を2年目で達成。

発生件数、負傷者数は、過去最悪であった昨年をわずかに下回った。

### 【平成14年中の交通事故死者の主な特徴】

- (1) 自動車運転中の死者数が大きく減少  
 2,626人 前年比 -196人(-6.9%)
- (2) 若者（16～24歳）の死者が減少  
 若者全体 1,316人 前年比 -86人(-6.1%)  
 自動車運転中 484人 前年比 -19人(-3.8%)  
     うち単独事故 237人 前年比 +8人(+3.5%)  
     うち最高速度違反 201人 前年比 +17人(+9.2%)
- (3) 高齢者（65歳以上）の死者は依然として高水準  
 高齢者全体 3,144人 前年比 -72人(-2.2%)  
 自転車乗用中 578人 前年比 -7人(-1.2%)  
 自動車運転中 492人 前年比 -34人(-6.5%)

### 【統計】

表1 交通事故死傷者数

	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年
交通事故死者数（人）	9,211	9,006	9,066	8,747	8,326
交通事故負傷者数（人）	990,675	1,050,397	1,155,697	1,180,955	1,167,855
交通事故発生件数（件）	803,878	850,363	931,934	947,169	936,721
交通事故死者数（30日以内）	10,805	10,372	10,403	10,060	9,575

- 1 交通事故の発生から24時間以内に死亡した人をいう。  
 2 人身事故の数のみであり物損事故を含まない。

表2 昼夜別・状態別死者数

	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年
交通事故死者数（人）	9,211	9,006	9,066	8,747	8,326
昼	4,100	4,064	4,038	4,020	3,906
自動車乗車中	1,723	1,745	1,755	1,713	1,659
自動二輪車乗車中	436	387	435	416	388
原付乗車中	489	472	464	446	475
自転車乗用中	609	620	595	608	583
歩行中	835	834	780	826	793
その他	8	6	9	11	8
夜	5,111	4,942	5,028	4,727	4,420
自動車乗車中	2,249	2,127	2,198	1,999	1,779
自動二輪車乗車中	450	356	360	397	385
原付乗車中	257	301	316	307	249
自転車乗用中	379	412	389	384	408
歩行中	1,770	1,737	1,760	1,630	1,591
その他	6	9	5	10	8

- 1 「昼」とは、日の出から日没までの間をいう。  
 2 「乗車中」とは、運転中と同乗中の合計をいう。



表3 車両台数

年	区分	合計	自動車			
			乗用車		貨物車	
			事業用	自家用	事業用	自家用
平成	10	87,991,336	353,956	49,780,071	1,088,127	18,125,061
	11	88,602,301	353,145	51,047,432	1,088,803	17,675,088
	12	89,245,093	354,398	52,319,168	1,102,808	17,258,976
	13	89,718,613	356,373	53,419,655	1,104,406	16,899,710
	14	90,100,830	363,224	54,410,693	1,095,199	16,523,870

国土交通省統計資料「自動車保有車両数月報（各年12月末現在）」による。

表4 道路実延長

区分	道路実延長		改良道路 (km)	歩道延長 (km)
	総実延長 (km)	内 高速道路 (km)		
平成	(km)	(km)		
10	1,156,371	6,402	635,064	135,556
11	1,161,894	6,455	646,162	139,015
12	1,166,340	6,617	654,821	142,168
13	1,171,647	6,851	665,322	145,649
14	1,177,278	6,915	676,481	148,924

国土交通省統計資料「道路統計年報（各年4月1日現在）」による。

表5 男女別運転免許保有者数の推移

年	運転免許		男	保 有 率	女	保 有 率
	保有者数	保 有 率				
10年	72,733,411	68.7	43,223,086	84.1	29,510,325	54.1
11年	73,792,756	69.1	43,601,205	84.2	30,191,551	54.9
12年	74,686,752	69.6	43,865,900	84.3	30,820,852	55.8
13年	75,550,711	70.2	44,143,259	84.6	31,407,452	56.6
14年	76,533,859	71.1	44,489,377	85.3	32,044,482	57.8

保有率は、16歳以上の人口に対する運転免許保有者数の割合(%)で、算出の基礎とした人口は、総務省統計資料「各年10月1日現在推計人口」による。ただし、平成14年は平成13年10月1日現在推計人口を使用した。

## 基本目標 5 国の公安を維持する

### 業績目標 1 的確な警備措置の推進

(説明)

重大テロ、重大事故、大規模自然災害等重大事案に係る関係機関との連携強化、治安警備及び警衛・警護の的確な実施等により、的確な警備措置の推進を図る。

評価期間 5年間(平成13年から17年まで)

業績指標

- 1 治安警備及び警衛・警護について、実施件数を継続的に測定するなどにより、その実施状況を把握する。

治安警備及び警衛・警護の実施件数

	10年	11年	12年	13年	14年
治安警備実施件数	10,939	11,769	10,028	10,330	15,336
警衛実施件数	4,945	5,128	5,018	4,939	5,228
警護実施件数	24,917	18,432	18,931	18,631	19,010

「治安警備」とは、国の公安又は利益に係る犯罪及び政治運動、労働運動その他の社会運動に伴う犯罪が発生し、又は発生するおそれがある場合において、部隊活動により犯罪を未然に防止し、又は犯罪が発生した場合の違法状態を収拾する警備実施活動をいう。

「警衛」とは、天皇及び皇族の御身の安全を確保し、併せて歓送迎者の雑踏等による事故の防止を図ることを目的とする警察活動をいう。

「警護」とは、内外の要人についてその身に危害が及ぶのを未然に防止するための警察活動をいう。

- 2 重大事案対処に係る内閣官房、内閣府等関係機関との情報交換等の連携状況を把握する。
- 3 重大事案対処に係る各種訓練について、実施件数を継続的に測定するなどにより、その実施状況を把握する。

政策所管課：警備課

## 基本目標 5 国の公安を維持する

### 業績目標 2 警備犯罪取締りの推進

(説明)

主要警備対象勢力による各種事案に対する的確な対処、関係機関との連携強化等により、公安及び国益を害する犯罪の取締りの推進を図る。

評価期間 5年間(平成13年から17年まで)

業績指標

- 1 警備犯罪について、検挙件数を継続的に測定するなどにより、その検挙状況を把握する。

警備犯罪の検挙件数及び検挙人員

	10年	11年	12年	13年	14年
オウム真理教関係者による 事件検挙件数・人員	7件 5人	18件 20人	13件 14人	9件 9人	16件 20人
極左暴力集団活動家による 事件検挙件数・人員	46件 66人	63件 113人	54件 120人	46件 68人	30件 58人
右翼による事件検挙件数・ 人員	936件 1,239人	1,012件 1,348人	1,195件 1,584人	1,457件 1,982人	1,691件 2,217人
右翼による「テロ、ゲリラ」 事件検挙件数・人員	4件 4人	9件 10人	1件 1人	4件 4人	2件 2人
出入国管理及び難民認定法 違反送致件数・人員	8,037件 6,988人	7,564件 6,542人	6,186件 5,298人	7,244件 6,177人	8,255件 7,045人
外国人登録法違反送致件数 ・人員	399件 181人	337件 144人	238件 76人	173件 14人	171件 20人
集団密航事件検挙件数・人 員(警察扱い)	39件 695人	27件 387人	19件 78人	37件 173人	23件 141人

- 2 主要警備対象勢力による各種事案への対処の状況を把握する。
- 3 入国管理局との合同摘発等関係機関との連携の状況を把握する。

政策所管課：警備企画課

## 基本目標 6 国境を越える犯罪に対応する

業績目標 来日外国人犯罪対策の推進

(説明)

最近、国際的な犯罪組織によって敢行される各種の犯罪が多発していることから、これらの「国境を越える犯罪」に適切に対処するため、警察各部門及び国内外の関係機関との連携強化を推進するとともに、その背景にある不法滞在者問題に適切に対応する。(『来日外国人犯罪の現状(平成14年中)』参照)

評価期間 5年間(平成13年から17年まで)

業績指標

- 1 来日外国人犯罪について、検挙件数を継続的に測定するなどにより、検挙状況を把握する。

来日外国人犯罪の検挙件数

	10年	11年	12年	13年	14年
検 挙 件 数	31,779	34,398	30,971	27,763	34,746

- 2 国際犯罪組織の実態の解明状況を把握する。
- 3 不法滞在者問題について、不法残留者数及びその検挙件数を継続的に測定するなどにより、その対応状況を把握する。

入管法違反検挙件数と不法残留者数

	10年	11年	12年	13年	14年
検 挙 件 数	4,088	3,771	3,111	3,369	4,122
不法残留者数	276,810	271,048	251,697	232,121	224,067

(不法残留者数は法務省資料より)

- 4 国内外の関係機関との連携状況を把握する。

政策所管課：国際第一課

## 基本目標 7 犯罪被害者を支援する

業績目標 被害者支援のための環境整備の推進

(説明)

犯罪被害者は、生命・身体・財産等に対する直接的被害だけでなく、精神的苦痛や経済的被害等の二次的被害を被っており、様々な場面において支援・保護を必要としていることから、犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の適正な運用、関係機関・団体等との連携、施設等を整えることにより、犯罪被害者に対する経済的・精神的支援等のきめ細かな被害者支援を推進する。

評価期間 5年間(平成13年から17年まで)

業績指標

1 犯罪被害給付制度の運用状況を把握する。

犯罪被害給付制度の運用状況

区分		年別				
		10年	11年	12年	13年	14年
被害者数 (申請者数)		189 (277)	222 (349)	290 (447)	307 (499)	393 (544)
裁定 又は 決定 者数	支給被害者数 (申請者数)	149 (224)	157 (258)	171 (258)	344 (548)	385 (566)
	不支給被害者数 (申請者数)	13 (16)	14 (20)	13 (17)	33 (55)	23 (39)
	計 (申請者数)	162 (240)	171 (278)	184 (275)	377 (603)	408 (605)
裁定・決定金額(百万)		572	641	696	1,243	1,168

2 指定被害者支援要員の運用状況を把握する。

指定被害者支援要員数( )

	H13.3末現在	H13.12末現在	H14.12末現在
要員数	18,008	19,513	20,478
うち女性	2,786	3,213	3,440

指定被害者支援要員の運用件数

	12年	13年	14年
運用件数	17,200	26,665	29,930

指定被害者支援要員とは、専門的な被害者支援を必要とする事案が発生したときに、捜査員とは別に、被害者への付添い等、事件発生直後における被害者支援活動を行う要員として指定されている警察職員をいう。

3 被害者カウンセリング体制の整備状況を把握する。

4 被害者用の事情聴取室等二次的被害を回避・軽減するための環境の整備状況を把握する。

5 関係機関・団体等との連携状況を把握する。

政策所管課：給与厚生課

## 基本目標 8 情報セキュリティを確保する

業績目標 サイバー犯罪、サイバーテロ対策の推進

(説明)

捜査体制等の整備、産業界等との連携強化等を推進することにより、コンピュータ・ネットワーク上の治安維持を図り、国民が高度情報通信ネットワークを安心して利用することができるようにする。

評価期間 2年間(平成16年から平成17年まで)

業績指標

- 1 捜査体制、技術支援体制及び緊急対処体制の整備状況を把握する。
- 2 サイバー犯罪について、その検挙件数を継続的に測定するなどにより、検挙状況を把握する。

サイバー犯罪検挙件数

	9年	10年	11年	12年	13年	14年
検挙件数	262	415	357	559	810	1,039
うちネットワーク利用犯罪	83	116	247	484	712	958

不正アクセス行為の認知件数

	12年	13年	14年
認知件数	106	1,253	329

- 3 情報セキュリティ水準を向上させるための広報啓発等の活動状況を把握する。

(1) サイバー犯罪等に関する相談受理状況

	11年	12年	13年	14年
相談件数	2,965	11,135	17,277	19,329

(2) 不正アクセス禁止法第6条に基づく援助措置

都道府県公安委員会 による援助措置	12年	13年	14年
	6	21	5

不正アクセス禁止法第6条に基づく援助措置

都道府県公安委員会が、不正アクセス行為を受けたアクセス管理者に対し、再発を防止するため、不正アクセス行為から防御するため必要な措置が的確に講じられるよう、助言・指導等を行うもの。

- 4 不正アクセス等に関する情報の収集・分析活動の状況を把握する。
- 5 警察職員に対する研修について、実施回数、内容等からその実施状況を把握する。
- 6 諸外国の関係機関、産業界及び重要インフラ事業者等との連携状況を把握する。

参考指標

インターネット利用者数

出典：総務省「平成14年通信利用動向調査」

	9年	10年	11年	12年	13年	14年
利用者数(万人)	1,155	1,694	2,706	4,708	5,593	6,942

コンピュータ・ウイルスに関する届出件数

	9年	10年	11年	12年	13年	14年
コンピュータ・ウイルスに関する届出件数	2,391	2,035	3,645	11,109	24,261	20,352

出典：情報処理振興事業協会セキュリティセンター(IPA/ISEC)

政策主管課：総務課

平成15年実績評価計画書において、基本目標8の業績目標に「ハイテク犯罪、サイバーテロ対策の推進」とあったものを改めたもの。